

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）令和5年10月31日廃止 FAQ

01	令和5年10月31日付の産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)の廃止の理由について教えてください。
02	令和5年10月31日までに提出した出向実施計画届に基づく出向について、助成金は支給されるでしょうか。
03	今後、新たに産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)を利用したいのですが、いつまでに出向実施計画届及び必要書類を提出すれば利用できますか。
04	すでに出向実施計画届を提出済みで、産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)を利用中ですが、令和5年11月1日以降の変更届や延長届、支給申請の取り扱いはどのようになりますか。
05	産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)の支給申請はいつまで可能ですか。
06	これまで産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)を利用しており、現在も依然としてコロナ等の影響を受けているのですが、産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)が廃止された後も、他の助成金等を受けられないでしょうか。
07	産業雇用安定助成金の雇用維持支援コース以外の取扱いはどのようになりますか。

設問番号	設問	
01	令和5年10月31日付の産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)の廃止理由を教えてください。	産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)は、コロナ禍における対応として令和2年度に創設されたものですが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に変更されるなど、新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境が変化しており、コロナ特例である雇用維持支援コースを継続する必要性が低下していること等の理由から、廃止を予定しています。
02	令和5年10月31日までに提出した出向実施計画届に基づく出向について、助成金は支給されるでしょうか。	※以下の内容は、今後、変更される可能性があることにご注意ください。 令和5年10月31日までに受理された出向実施計画届については、支給要件を満たしていれば、支給されます。
03	今後、新たに産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)を利用したいのですが、いつまでに出向実施計画届及び必要書類を提出すれば利用できますか。	※以下の内容は、今後、変更される可能性があることにご注意ください。 今後、利用を希望する場合は、令和5年10月31日までに、出向実施計画届及び必要書類を都道府県労働局等の助成金窓口へ提出する必要があります。郵送で提出する場合は、令和5年10月31日必着となります。オンライン申請の場合も、令和5年10月31日以内に申請内容の送信を完了する必要があります。それ以降の提出は受理されません。 なお、添付書類について、支給要領05010(イ)～(ハ)に規定する出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書(様式第3号)、出向元事業所の雇用指標の状況に関する申出書(様式第4号の1)、出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書(様式第4号の2)及び03090に規定する事業所の状況に関する書類については、計画届を提出した日から起算して1か月が経過する日又は初回の支給申請書の提出日のいずれか早い日までに提出すればよいものとします。
04	すでに出向実施計画届を提出済みで、産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)を利用中ですが、令和5年11月1日以降の変更届や延長届、支給申請の取り扱いはどのようになりますか。	※以下の内容は、今後、変更される可能性があることにご注意ください。 令和5年11月1日以降は、出向実施計画届だけでなく出向実施変更届及び延長届の提出もできません。これらの書類を提出する必要がある場合は、令和5年10月31日までに提出してください。 支給申請については、令和5年10月31日以前の取り扱いからの変更はありません。従前どおり、支給申請の期限内に必要な書類を添付して支給申請書を都道府県労働局等へ提出してください。
05	産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)の支給申請はいつまで可能ですか。	※以下の内容は、今後、変更される可能性があることにご注意ください。 令和5年11月1日以降も、令和5年10月31日までに提出された出向実施計画届に記載のある出向期間のうち助成対象期間に係る支給申請が可能です。途中で打ち切りとする予定はありません。

設問番号	設問	
06	これまで産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)を利用しており、現在も依然としてコロナ等の影響を受けているのですが、産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)が廃止された後も、他の助成金等を受けられないでしょうか。	<p>コロナの影響による一時的な事業縮小に特化した助成金はありませんが、コロナの影響に限らず、在籍型出向を活用する場合には、以下の助成金を利用できる場合があります。なお、産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)とは支給要件や助成額等が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none">・景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用維持を図る場合には雇用調整助成金の出向・在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを図る場合には産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース) <p>また、(公財)産業雇用安定センターによる在籍型出向のマッチング支援等を利用できます。</p> <p>詳細は以下のHPを参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・雇用調整助成金(出向) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html・産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html・(公財)産業雇用安定センターの支援 https://www.sangyokoyo.or.jp/
07	産業雇用安定助成金の雇用維持支援コース以外の取り扱いはどのようになりますか。	産業雇用安定助成金のうち、雇用維持支援コースは令和5年10月31日をもって廃止する予定ですが、これ以外のスキルアップ支援コース及び事業再構築支援コースについては、引き続き利用できます。